

福井県公共事業環境配慮ガイドライン実施要領

平成17年3月

福井県

平成13年3月 制定

平成17年3月 改定

福井県公共事業環境配慮ガイドライン実施要領

第1. 目的

この要領は、福井県公共事業環境配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

第2. 定義

ガイドライン第2の2に規定する計画設計段階での対象事業の規模は、事業の全体計画で判断する。なお、事業が多年度にわたる場合は、各年度の合計とする。

また、異なる事業で、同一かつ一連の施設を整備する場合は、全ての事業を含む規模を全体計画として判断する。

第3. 実施事項

1 計画設計段階における実施事項

(1) ガイドライン第3の1の(1)および(3)に規定する環境調書は、第1号様式により作成し、その提出は第2号様式により行うものとし、環境調書の他、以下の書類を添付する。

① 位置図

② 事業概要の把握に必要な資料（計画図、現況写真等）

(2) 環境調書の作成時期は、設計業務（概略設計、予備設計（営繕工事では基本設計））の実施時点を基本とするが、各事業について、環境配慮の内容が適正に定められる時期を考慮し適宜作成するものとする。

(3) ガイドライン第3の1の(4)に規定する学識経験者や地域住民等（以下、「住民等」という。）からの意見徴収は、受託事業については適用しないが、環境調書の作成前に住民等から意見や提案を得ている場合については、それを考慮するものとする。

(4) ガイドライン第3の1の(5)に規定する環境配慮の見地からの意見は、第3号様式による。

(5) ガイドライン第3の1の(6)に規定する環境配慮措置の報告は、第4号様式により、措置の方針が決定した時点で行う。

(6) ガイドライン別表1に示す事業で、施設の内容および規模が基準以外の施設の整備で、環境に及ぼす影響が大きいと予想される場合は、事業担当課と協議すること。

2 施工段階における実施事項

(1) ガイドライン第3の2の(1)に規定する特記仕様書の内容は、別表1による。

第4. 環境配慮事項

ガイドライン第4に規定する公共事業の環境配慮事項は、別表3などの既存資料などにより判断し、別表2の配慮事項の着目点・検討内容・検討時期を参考に検討する。

第5. 報告と評価

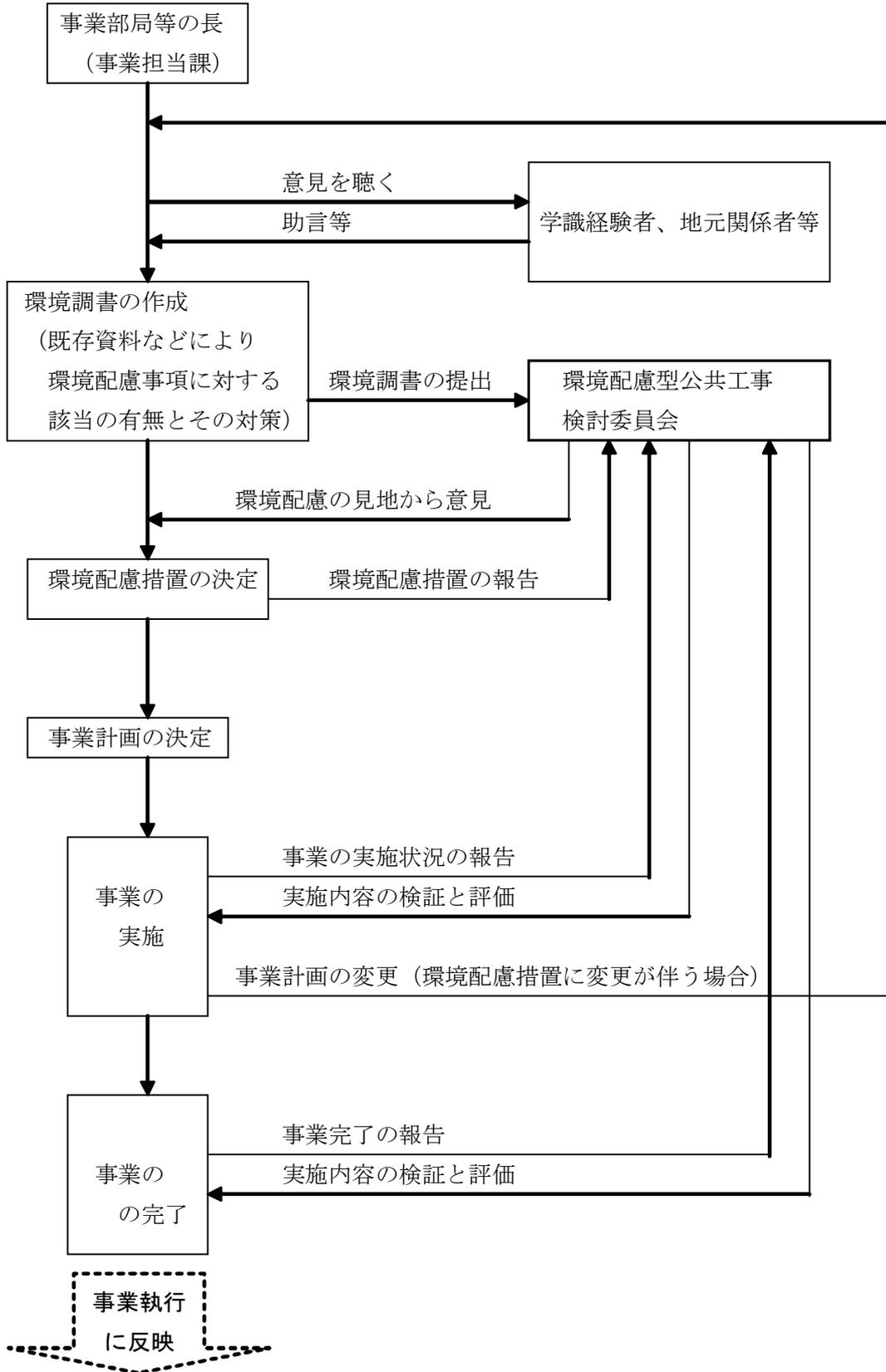
ガイドライン第6に規定する事業の実施状況および実施結果の報告は、第5号様式および第6号様式により行うものとし、実施状況の報告は工事開始後、3年毎を目途に実施する。

附則

この要領は、平成13年4月1日より施行する。

この要領は、平成17年4月1日より改正施行する。

計画設計段階における実施事項フロー図



施工段階における実施事項フロー図

